

転入

転入に関連するおもな手続き		1 手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
 下記にあてはまるものがないか 確認してみましょう						
住所 戸籍	マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	カードの継続利用(住所変更)	(お持ちの方) ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード		②市民サービスカウンター	
	前住所で申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	マイナンバーカードは再申請が必要です	・交付申請書 ・写真			
	印鑑登録が必要な方	印鑑登録	※受付窓口でご相談ください			
保険 年金	国民健康保険に加入する方	・国民健康保険の加入 ・保険証の交付 ・収入の申告	・印鑑		①保険・年金	
	→70歳から74歳までの方	・国民健康保険の加入 ・保険証兼高齢受給者証の交付	(お持ちの方) 負担区分等証明書			
	→世帯に後期高齢者医療制度の加入者がいる方	保険料の軽減有無確認	(お持ちの方) ・特定同一世帯所属者証明書 ・旧被扶養者異動連絡票			
	→転入日よりあとに勤務先の健康保険の資格が切れた方	・国民健康保険の加入 ・保険証の交付 ※資格喪失日より14日以内 ・国民年金の加入(20歳から60歳未満) ※資格喪失日より14日以内	勤務先の健康保険の 資格喪失証明書 雇用保険受給資格者証			
	→各種認定証(病院での支払が一定金額までになる証明書)が必要な方	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 などの申請				
	75歳以上の方 または 65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	後期高齢者医療保険証の交付				
	→北海道外から転入した方	負担区分の確認	(前の住所地で発行された) 負担区分等証明書			
→各種認定証(病院での支払が一定金額までになる証明書)が新たに必要の方	・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 などの申請					
年金を受給中の方	年金の住所変更 ※共済年金の方は共済組合へ ※農業者年金の方は農協へ	住民票コードが「未収録」の方のみ 窓口でご相談ください		①保険・年金		
高 齢	65歳以上の方	介護保険の加入 介護保険資格取得届 (保険証は後日郵送)			④福祉	
	前の住所地で要介護認定を受けていた方	要介護認定の相談	介護保険受給資格証明書		④福祉	
障がい	障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の住所変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳など		④福祉	
	重度心身障がい者の医療費受給資格を持っていた方	重度心身障がい者の医療費助成の相談・申請	・健康保険証 ・障害者手帳(身障・療育・精神) ・前住所地の所得課税証明書 ※認印が必要な場合があります		①保険・年金	
こども	小学生・中学生のお子さんがある方	転校手続き (転入学通知書の交付)	・在学証明書 ・教科用図書給与証明書 ※上記の書類と転入学通知書を学校へ提出		4階 学務課	
	0歳～高校年代のお子さんがある方 (※18歳になる年度の末日までの子ども)	児童手当の申請 ※公務員世帯の方は勤務先で申請してください ※転出予定日の翌日から起算して15日以内	・マイナンバーの確認できる書類 ・請求者の通帳 ・請求者の健康保険証 (3歳未満の子どもがいるとき) ・児童の属する世帯全員の住民票 (子どもと別居し市外に住んでいる場合)		②市民サービスカウンター	
	0歳～高校年代のお子さんがある方 (※18歳になる年度の末日までの子ども)	子ども医療費助成の相談・申請	・健康保険証(子) ・前住所地の所得課税証明書		①保険・年金	
	0歳～就学前のお子さんがある方	乳幼児健診・予防接種等の相談	※お問い合わせください		健康推進課 (保健センター) 0126-62-1173	
	妊娠中の方	妊産婦健康診査受診票・新生児聴覚検査受診票の交付	・母子健康手帳 ・前住所地の妊婦健康診査受診票		健康推進課 (保健センター) 0126-62-1173	
	妊娠中(初産)の方と配偶者の方	ペア教室のご案内	※お問い合わせください		健康推進課 (保健センター) 0126-62-1173	
	放課後児童施設(東・中央小校区)の入所を希望する方	放課後児童施設入所申請	・放課後児童施設入所申請書 ・雇用証明書など		4階 生涯学習課	
	保育園に入園を希望する方	保育園の入園相談	※窓口でご相談ください		こども未来課 0126-62-3147	
	ひとり親家庭等に該当する方	児童扶養手当の相談・申請	※窓口でご相談ください		①保険・年金	
	ひとり親家庭等医療費助成の相談・申請	ひとり親家庭等医療費助成の相談・申請	・健康保険証(親・子) ・前住所地の所得課税証明書 ・戸籍謄本(親)		①保険・年金	
特別児童扶養手当を受給していた方	特別児童扶養手当の相談・申請	※窓口でご相談ください		こども未来課		

こども	重度心身障がい者の医療費受給資格を持っていた方	重度心身障がい者医療費助成の相談・申請	・健康保険証 ・障害者手帳(身障・療育・精神) ・前住所地の所得課税証明書	①保険・年金
税・料金	上下水道を使用する方	使用開始申込み	窓口またはインターネットで手続きできます	⑤水道・下水道
	市税・保険料の口座振替を希望する方	口座振替の申請	・預金通帳 ・通帳の届出印	③市税
	原付バイク・小型特殊を所有している方	所有申告（軽自動車税）	※受付窓口でご相談ください	
	軽自動車（二輪を除く）を所有している方	※軽自動車検査協会でご相談ください		軽自動車検査協会 札幌主管事務所 050-3816-1763
	126 cc以上の二輪（バイク）を所有している方	※運輸支局でご相談ください		北海道運輸局 札幌運輸支局 050-5540-2001
その他	犬を飼っている方	犬の登録	前の住所地で発行された鑑札 (紛失している場合は、狂犬病予防注射通知書 など、登録していることが確認できるもの)	⑥廃棄物・墓地・ 畜犬・市民バス・ 交通
	し尿のくみ取りを希望する方	※業者へ直接くみ取りを依頼してください。	北海道コンポスト収集地域 (南美幌、東明の一部(1条2丁目・3丁目、 2条2丁目の一部)、 日東(栄町、住吉、富の郷) 美幌環境センター収集地区 (上記以外の地域) 美幌アプリ	北海道コンポスト(株) 0126-63-3549 (株)美幌環境センター 0126-64-2305
	ごみの分別方法	窓口で配布しております『美幌市ごみ分別辞典』や市ホームページ、美幌アプリでご確認ください。	 (AppleStore)  (GooglePlay)	⑥廃棄物・墓地・ 畜犬・市民バス・ 交通
	多量に出るごみを処分したい方	臨時収集の申し込み(事前申込制、有料)		
	市営住宅に入居を希望する方 または市営住宅に同居する方	市営住宅入居の相談 市営住宅の同居手続き	※窓口でご相談ください	2階都市建築住宅課

美幌市役所

〒072-8660

美幌市西3条南1丁目1番1号

代表電話番号 0126-62-3131

開庁時間 あさ 8時45分 ~ 夕方 5時15分
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)



令和6年10月改定

美幌市ホームページ <https://www.city.bibai.hokkaido.jp/>



手続きチェックシート 転入

美幌市に引越しされた方へ

忘れずにお持ちください

転入届

住み始めた日から14日以内に届出してください

《届出に必要なもの》

- ・前の住所地で発行された「**転出証明書**」
(マイナンバーカード、住民基本台帳カードをお持ちの方には原則発行されません)
- ・お持ちの方は「**マイナンバーカード**」または「**住民基本台帳カード**」
- ・外国人の方は「**在留カード**」または「**特別永住者証明書**」



関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を
証明できるもの、免許証、許可証>

1点で
本人確認
できるもの



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2点が
必要なもの

- ・健康保険証
- ・年金手帳※
- ・介護保険証
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。